

知財侵害訴訟における自白について

大阪地方裁判所 平成25年7月16日判決
平成23年(ワ)第10590号 特許権侵害差止等請求事件

寺 田 明 日 香*

抄 録 民事訴訟において「自白」が成立すると、裁判所及び自白した当事者を拘束する効力が生じるため、裁判では、自白が成立したか、あるいは、自白の撤回が許される例外要件をみたまかなどとして争われる場合がある。本件は、特許権侵害訴訟において、構成要件充足性が争点となったケースで、自白が成立したか否かが争われた事案である。会員企業の知財担当者によると、知財実務においても、裁判上の自白の扱いについては訴訟法の問題なのであまり馴染みがないとの声も聞かれるので、本件裁判例を題材としながら、さらに最近のその他の裁判例も引用して、今後の実務に生かしていただく際の一助になることを期待して、本稿とした。

目 次

- はじめに
- 本事案について
 - 事案の概要
 - 本件発明の概要
 - 争 点
 - 紛争の経過
 - 裁判所の判断
- 侵害訴訟における自白について
 - 民事訴訟における自白法則
 - 裁判例の検討
 - 侵害訴訟以外の手続との比較
- おわりに

1. はじめに

民事訴訟において「自白」が成立すると、裁判所及び自白した当事者を拘束する効力が生じるため、裁判では、自白が成立したか、あるいは、自白の撤回が許される例外要件をみたまかなどとして争われる場合がある。裁判上の自白の扱いについては訴訟法の問題なので、理系出

身の知財担当者には馴染みがないとの声も聞く。そこで、本稿では、特許権侵害訴訟において構成要件充足性が争点となり、自白が成立したか否かが争われた事案を題材とし、さらに最近のその他の裁判例も引用して、今後の実務に生かしていただく際の一助になることを期待して、知財侵害訴訟における自白について解説・検討を行う。

2. 本事案について

2.1 事案の概要

本件は、テーブル等の家具の脚の取付構造に関する特許権（特許第3474265号）を有する原告が、被告製品を販売等する被告らに対し、特許権に基づき、被告製品の製造・輸入の差止め及び被告製品等の廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案である。

* 弁護士 Asuka TERADA

2. 2 本件発明の概要

本件発明は、「不使用時には、家具本体から脚部を簡単に取外せて、家具の保管・移動に便であり、使用時には、極めて簡単且つ強固に脚部を取付けられる様にした、テーブル等の家具の脚取付構造」に関する（明細書【0001】参照）。

本件発明、すなわち紛争に係る原告特許の請求項1は、

「テーブル等の家具の脚部を、天板等の家具本体に着脱自在に取付ける為の構造であって、（構成要件A）

家具本体1に固定させる基盤6に、有底短筒状の嵌合突起8を下向きに突設した固定部4と、（構成要件B）

脚部2の上端に設けられて、前記嵌合突起8を緊密に挿嵌させる嵌合孔10を備える被固定部5とから成り、（構成要件C）

前記嵌合突起8の底面8aには、筒の径方向に伸びるスリット9を設けると共に、（構成要件D）

底面8aの上面は、前記スリット9の両側端9a、9aから夫々筒周方向に上向きに緩やかに傾斜する斜面aに形成し、（構成要件E）

前記嵌合孔10の底部11には、前記スリット9に挿嵌させ得る形状を備えて、その上端に前記斜面aに当接させる掛止部12bを設けた掛止部材12を突設し、（構成要件F）

前記掛止部12bを前記スリット9に挿通させたうえ、（構成要件G）

前記脚部2をその軸周りに回転させると、前記掛止部12bが前記斜面aを次第に締付けて、前固定部4と被固定部5とが強固に掛合される様にしたことを特徴とする（構成要件H）

家具の脚取付構造（構成要件I）」である。

本件発明によれば、「家具本体1に脚部を着脱自在に連結させるには、家具本体1に固定された固定部4の、基盤6に下向きに突設した嵌合突起8に、脚部2の上端に設けた被固定部5

の嵌合孔10を嵌め込み、その掛止部12bを、嵌合突起8のスリット9に挿通させる。そして、脚部2をその軸周りに所定角度回転させると、掛止部12bが、底面8aの上面に形成された斜面aを次第に締付けるので、固定部4と被固定部5とは、殆どワンタッチ操作で強固に掛合される。脚部2を取り外す時には、脚部2を連結時とは逆方向に回転させればよい」。（明細書【0005】参照）

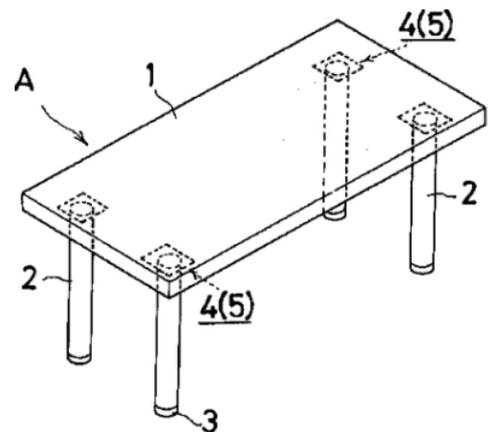


図1 本件発明を適用したテーブルの斜視図

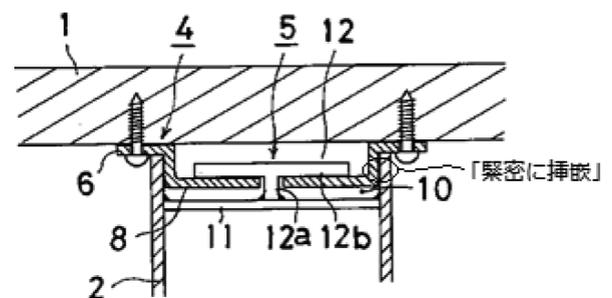


図2 本件発明に係る取付構造の断面図

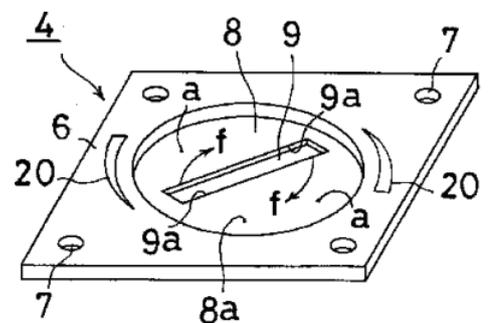


図3 固定部4の斜視図

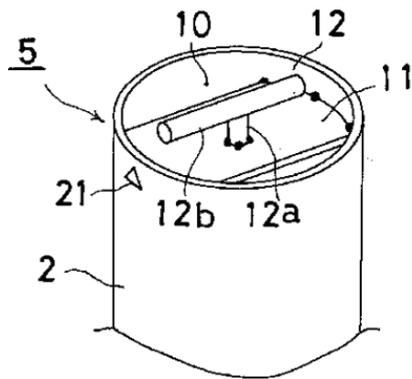


図4 被固定部5の斜視図

2.3 争点

本件の争点は、①被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属するか、②本件特許が、新規性欠如、進歩性欠如、明確性要件違反を理由に特許無効審判により無効にされるべきものか、及び、③原告の損害である。裁判所は、争点①につき、「被告製品は、本件特許発明の構成要件Cを充足せず、その技術的範囲に属しない」と認定し、原告の請求を棄却した。

本稿では、原告が、争点①に関し、構成要件C（「脚部2の上端に設けられて、前記嵌合突起8を緊密に挿嵌させる嵌合孔10を備える被固定部5とから成り」）の充足性につき自白が成立するなどと主張したが、裁判所はかかる主張を採用しなかった点について絞って、知財訴訟において自白が争点となる場合について検討することとする。

なお、本件控訴審（知財高裁平成26年1月29日判決、平成25年（ネ）第10072号）においても、上記と同様に争点になったが、裁判所は構成要件Cの充足性を否定し、控訴を棄却した¹⁾。

2.4 紛争の経過

まず、原告が自白を主張するに至った経緯について、本件紛争の経過に特徴があるので、みていくことにする。裁判所が認定した事実によると、次のとおりである。

(1) 本件訴訟前

原告がかねてから販売している原告製品（着脱自在の脚を備えたテーブル）は、被告製品同様、テーブル本体に有底円錐台形状の嵌合突起を備え、脚部上端の被固定部に備えられた嵌合孔へ挿嵌させた際、嵌合突起の外周面と嵌合孔の内周面とは接触せず、被告製品と同程度の隙間ができる。しかし、原告は、かかる挿嵌状態も本件特許発明の「緊密に挿嵌」（構成要件C）に当たると考えており、原告製品を本件特許発明の実施品であると認識していた。

一方、被告Aは、かつて原告から原告製品を購入し、自社の賃貸事業に供していたが、その後、被告Aと本店所在地及び代表取締役を同じくする被告Bが被告製品を販売するようになり、被告Aも被告製品を賃貸事業で用いるようになったところ、被告製品を商品開発する際、被告製品の嵌合突起8及び嵌合孔10の形状は、原告製品の形状に依拠したものであった。

(2) 本件訴訟提起から審決前まで

原告は、平成23年8月19日に提起した本件訴訟において、被告製品の構成を、被告製品の有底円錐台形状の嵌合突起8を「有底短筒状の嵌合突起8」と、嵌合突起8を嵌合孔10に挿嵌させた際、嵌合突起の外周面と嵌合孔の内周面とは接触せず、隙間ができる状態であったにもかかわらず、これを「緊密に挿嵌」と表現した上、被告製品が本件特許発明の構成要件B及びCを充足する旨主張した。

これに対し、被告らは、第1回弁論準備手続期日において、被告製品につき、被告製品の有底円錐台形状の嵌合突起8を「有底短円錐筒状の下方膨出部80」と、上記挿嵌の状態を「（下方膨出部80を）緊密に挿嵌させる嵌合孔10」と特定した上、被告製品は構成要件A及びDからHまでを充足しないと主張する一方、構成要件B及びCの充足性について積極的に争う主張を

しなかった。

また、被告らは、乙1発明に基づき、本件発明は新規性又は進歩性を欠き無効とされるべきものである旨の抗弁を主張し、これに対し、原告は反論したが、いずれの当事者からも、「有底短筒状の嵌合突起8」（構成要件B）及び「緊密に挿嵌」（構成要件C）が相違点として主張されることはなかった。

このように、本件訴訟は、属否論においても、無効論においても、「有底短筒状の嵌合突起8」（構成要件B）及び「緊密に挿嵌」（構成要件C）が明示的な争点となることのないまま、平成24年7月9日、損害論の審理をすることなく口頭弁論が終結され、同年9月13日に判決言渡期日が指定された。

(3) 無効審判請求

一方、被告Aは、平成23年12月23日に、特許庁に本件特許発明の無効審判を請求していたところ、特許庁は平成24年8月14日付の審決において、本件特許発明と乙1発明との対比において、嵌合孔が「嵌合突起8を緊密に挿嵌させる」ものでない点を相違点1と認定した（原告は、同手続において、これを相違点と主張していたわけではなかった）。そして、特許庁は、相違点1に係る構成については、当業者が到達することは容易ではないとし、相違点1を根拠として、乙1発明に基づく容易想到性の主張を排斥し、他の無効理由の主張も排斥し、無効審判請求不成立となった。

(4) 審決後の弁論再開

上記審決後に、原告から弁論再開の申出があり、平成24年9月13日、弁論が再開された。原告は、弁論再開後の第6回弁論準備手続期日において、上記審決において認定された相違点1を、本件特許発明と乙1発明との相違点として初めて主張し、当該相違点にかかる構成が容易

想到でない理由についても、上記審決の判断を援用した。

これに対し、被告らは、第7回弁論準備手続期日において、上記相違点1が、本件特許発明との相違点であることを争い、また、仮に相違していても、設計事項に過ぎず、当業者であれば容易に想到できる旨主張すると共に、原告の新たな主張は、「緊密に挿嵌」を、嵌合突起8が嵌合孔10に挿嵌された際、被固定部5の上面と内側面が、固定部4に緊密に接触していることを意味すると解するものであるが、そうであれば、被告製品は「緊密に挿嵌」を充足しない旨主張した。

その後、原告は、第10回弁論準備手続期日において、「緊密に挿嵌」の解釈及び被告製品の充足性について主張を追加するとともに、被告製品が「緊密に挿嵌」の構成を備えていることについては自白が成立し、構成要件B及びCを充足することも争いがなかったのであり、被告らがこれを矛盾する主張をすることは禁反言の法理から許されない旨主張するに至った。

2. 5 裁判所の判断

裁判所は、構成要件C（「緊密に挿嵌」）を下記のように文言解釈してこれが被告製品についてあてはまるかを検討し、その上で、上記原告の自白が成立する等の主張を採用しなかった。

(1) 構成要件充足性

裁判所は、まず、構成要件Cの文言解釈、すなわち「緊密に挿嵌」の解釈を明らかにした上で、被告製品についてあてはまるかを検討した。

すなわち、構成要件Cは、「脚部2の上端に設けられて、前記嵌合突起8を緊密に挿嵌させる嵌合孔10を備える被固定部5とから成り、」であり、「被固定部5」に備えられた「嵌合孔10」が「嵌合突起8」を「緊密に挿嵌させる」

ことを求めている。そのため、「緊密に挿嵌させる」の解釈を明らかにした上で、被告製品の「嵌合孔10」が「有底円錐台形状の嵌合突起8」を「緊密に挿嵌」させるものといえるかを検討するとした。そして、「緊密に挿嵌」とは、「嵌合突起8」を「嵌合孔10」に挿嵌させた際、「嵌合突起8」の外周面と「嵌合孔10」の内周面がほぼ一致し、全面にわたって隙間のない状態となることを意味する…ただし、…若干の隙間があるにとどまる場合を除外するものではない」と解釈した。

次に、これが被告製品にあてはまるかであるが、裁判所は、「被告製品の嵌合孔10の内周面と嵌合突起8の外周面との間には、必要以上の隙間があるといわざるを得ない」と判断して、嵌合孔10は、嵌合突起8を「緊密に挿嵌させるものとはいえない」と認定したのである。

(2) 自白が成立したか

裁判所は、「自白（民事訴訟法179条）は、具体的な事実について成立するものであり、ある事実を前提とした抽象的な評価について成立するものではない。」と述べたうえで、次のようにあてはめをした。

まず、「被告製品の構成に係る原告及び被告らの主張に係る「緊密に挿嵌」との文言は、嵌合突起8（下方膨出部80）を嵌合孔10に挿嵌させたときの状態を評価したものであり、事実そのものではない。」と認定した。さらに、「かかる抽象的な評価の前提となっている嵌合突起8や嵌合孔10の形状等の事実関係について自白が成立したと見る余地はあるものの、挿嵌時の状態が「緊密に挿嵌」と表現されるべきものとの点について自白が成立したとはいえないし、ましてや構成要件Cの一部である「緊密に挿嵌」を充足するとの点について自白が成立したともいえない。」として、被告製品の構成及び構成要件Cの充足性に係る被告らの主張は、「そも

そも事実に係る自白を撤回するものではない」と判断したのである。

(3) 禁反言の法理について

次に、裁判所は、「原告の主張は、被告らが弁論再開前には争っていない「緊密に挿嵌」（構成要件C）の充足性を争うことにつき、自白の成否にかかわらず、禁反言の法理に反して許されない趣旨とも考えられるが、この主張も採用できない。」と判断した。

その理由として、「被告らは、弁論再開前において、構成要件Cの充足性を積極的に争う主張をしなかったとはいえ、その充足性を明示的に認めていたわけではないから、これを後日争ったとしても矛盾した主張をしたとは言いがたい。加えて、原告は、当初「緊密に挿嵌」の解釈について、嵌合突起の外周面と嵌合孔の内周面との接触の有無及び程度を特段限定するものではないことを前提とした主張をしていたが、弁論再開後においては、本件特許発明が進歩性を欠くとの判断を回避するため、「緊密に挿嵌」の意義を限定的に解釈するに至ったものである。つまり、被告らが「緊密に挿嵌」の充足性を積極的に争うに至ったのは、「緊密に挿嵌」の解釈に際し、原告が従前の主張を異なる新しい主張をしたためであり、十分に合理的な事情があったといえるから、被告らにおいて、禁反言の法理など信義則に反する訴訟活動を行ったとはいえない。」として、被告製品の構成及び構成要件Cの充足性に係る被告らの主張は、「禁反言の法理など信義則に反するものでもない」と判断した。

3. 侵害訴訟における自白について

3.1 民事訴訟における自白法則

民事訴訟において「自白」というと、普通は「裁判上の自白」、すなわち、「訴訟の口頭弁論ま

たは弁論準備手続において、相手方の主張する自己に不利益な事実を認める当事者の陳述²⁾を指す。

裁判上の自白が成立すると、裁判所及び自白した当事者を拘束する効力が生じる。すなわち、裁判所はその自白に拘束され、当事者は相手方の自白した事実は証明する必要がなくなり、当事者は自由にこれを撤回できなくなる。一般にはその根拠は弁論主義³⁾で説明される。

これに対し、口頭弁論又は弁論準備手続以外でなされた自白は、「裁判外の自白」と呼ばれ、裁判上の自白と区別される。裁判外の自白は、自白の事実自体がその対象たる事実を認定するための資料として扱われるだけで、上記に述べた自白本来の効果が認められるわけではない。

裁判上の自白が成立する要件は、①事実についての陳述であること、②口頭弁論又は弁論準備手続における陳述であること（民訴規則67条1項1号参照）、③相手方の主張と一致する、及び④自己に不利益な事実の陳述であること、である。これらの要件をめぐっては見解の対立のあるところであるが、本件で問題となったのは、①の事実についての陳述であること、という要件である。

3. 2 裁判例の検討

(1) 自白の対象

1) 自白が事実についての陳述であること

上記のとおり、自白の対象は、具体的事実に限られる。法規、経験則、法規の解釈は自白の対象とはならない。自白の効力は、民事訴訟の基本原則である弁論主義を根拠とするものであり、そのために、自白の対象も、権利関係を直接に基礎づける主要事実⁴⁾に限定されるのが原則である⁵⁾。

本件訴訟においても、「自白は、具体的な事実について成立するものであり、ある事実を前提とした抽象的な評価について成立するもので

はない。」と述べられていることも、これと同義である。

本件訴訟では、「緊密に挿嵌」との文言が、状態を評価したものであり、事実そのものではない、と裁判所は認定した。これについては、上記紛争の経過でみたとおり、そもそも当事者双方が当初、「隙間ができる」状態でも「緊密に挿嵌」にあたると思っていたことからして、「緊密に挿嵌」という文言が、事実そのものではなく、ある状態についての評価概念であるということは説得力があると思慮される。しかしながら、このように、構成要件の一部の文言が、事実そのものなのか、評価なのか、というのは、微妙な判断を要求されることも多いであろう。

以下では、具体的な裁判例を通して、検討することにする。

2) 事実と判断された例

ア 進歩性欠如が争点となったケース

引用例に、本件発明の構成要件に該当する構成が開示されていること、すなわち、「インクタンクの使用状態で底となる部分にインクジェットヘッドに対してインクを供給するための供給口が、天となる部分に大気連通部がそれぞれ設けられたインクタンクが記載されていることは、原告において明らかに争わないから、これを自白したものとみなす」と認定した例がある（東京地裁平成16年12月8日判決、平成16年(ワ)第8553号特許権侵害差止請求事件）。これは引用例に当該記載があるという事実であり、事実の例として分かりやすい。

イ 進歩性欠如が争点となったケース

引用例が、優先権主張番号●●●号の優先日より前の●●●年●●●月に公開されたこと及び引用例の開示内容等について、自白の成立を認めた裁判例がある（東京地裁平成19年4月27日判決平成18年(ワ)第13040号特許権侵害差止等請求事件）。これも、事実の例としてわかりやすい例である。

ウ 新規性欠如が争点となったケース

引用例に記載された発明についての構成、及び本件特許発明と引用例に記載された発明の各構成要素とを対比した場合の対応関係の事実について、自白が成立すると認定した例がある（東京地裁平成18年9月8日判決 平成17年(ワ)第10907号特許権侵害差止等請求事件）。いずれも具体的事実についての自白が成立すると認定したものである。

3) 自白の対象にあたらなるとされた例

ア 構成要件充足性が争点となったケース

構成要件の一部をなす評価的概念のみを争っているから、自白の撤回と評価すべきでないとした裁判例がある。

すなわち、被告が、第1回弁論準備手続期日にて、「着色漆喰組成物の着色安定化方法」（構成要件A1）を含め、本件特許発明①の各構成要件の充足性を概ね認めると主張していたが、第4回弁論準備手続期日において、被告は「着色漆喰組成物の着色安定化方法」（構成要件A1）を使用していないとして、構成要件の充足性を争う旨を主張した。

これについて、裁判所は、「被告は、被告製品1の含有成分及びこれが本件特許発明1の構成要件中に示された成分に該当することの認否については変更しないまま、着色安定化方法の使用という、本件特許発明1の構成要件の一部をなす評価的概念のみを争っているものであり、自白の撤回と評価すべきものではない。」と認定した（大阪地裁平成25年8月27日判決 平成23年(ワ)第6878号特許権侵害差止等請求事件）。

4) 権利自白について

訴訟物たる権利関係の前提となる権利・法律関係についての自白を権利自白というところ⁶⁾、これ（先決的法律関係）が別の命題の小前提となる事実該当しうることから、本来の自白と同様の効果を認めるか否かが問題となるが、権利自白に拘束力を認めないのが判例である⁷⁾。

最近の裁判例を例に挙げると、例えば、著作権侵害が争われた事案で、「被告らが著作権が原告にあることを自白した」旨の原告の主張に対して、「そもそも権利の存在に関する自白は権利自白にすぎず拘束力を認めることはできない」と認定しているのがその典型例であると言えよう（東京地裁平成22年4月28日判決 平成18年(ワ)第24088号損害賠償請求事件）。

さらに、参考になるものとして、構成要件へのあてはめにつき、「規範的な評価を内容とする法律判断であるから」、「いわゆる権利自白に類するもの」として、自白の拘束力を認めなかった事例を紹介する。控訴人らが、原審において、イ号物件及びロ号物件が本件特許発明の技術的範囲に属する事を認める陳述をしていたが、控訴審に至ってこれを変更し、イ号物件及びロ号物件の構成要件充足性を争うに至ったため、これに対し、被控訴人は、これを自白の撤回であるとして異議を述べた事案である。裁判所は、「当事者間に争いのない本件特許発明の構成要件及びイ号物件及びロ号物件の構成（特定）を前提とした上で、イ号物件及びロ号物件の各構成の構成要件E及びFに対する当てはめを争うにすぎないものである。そして、そのような当てはめは、規範的な評価を内容とする法律判断であるから、控訴人らが、かかる当てはめについて被控訴人の主張と一致する陳述をしたとしても、それはいわゆる権利自白に類するものというべく、したがって、控訴人らに対し、事実についての自白と同様の拘束力が及ぶものではないと解するのが相当である。」との判断を示している（平成19年(ネ)第10075号特許権侵害行為差止、同反訴請求控訴事件 知財高裁平成21年1月27日判決）。

(2) 裁判上の自白であること

次に、自白が成立するためには、当事者双方の一致する事実の主張が、原則として、口頭弁

論または弁論準備手続で行われることが必要であり、訴状または準備書面に記載されていても、口頭弁論または弁論準備手続で陳述されなかった自白は、裁判外の自白として、自白の効果は生じず、単に証拠資料にとどまるにすぎない(要件②)。

この点で、参考になる裁判例として、控訴人が、原判決の仮想実施料率の認定を「争わない」旨を記載した控訴状を提出したが、控訴状を陳述する前に、同じ事実について「争う」旨を記載した控訴状変更申立書を提出し、上記各書面は、いずれも口頭弁論期日において陳述されたという場合に、争わない旨の控訴人の陳述については、裁判上の自白は成立しない、と判断したものがあつた(平成25年7月11日判決 平成24年(ネ)第10099号職務発明の対価(特許権)請求控訴事件)。

(3) 自白の撤回について

1) 上記のとおり、自白した当事者は、原則として当該陳述について自由に撤回ができなくなるが、例外的に、①相手方の同意がある場合、②自白内容が真実に反し、かつ錯誤に基づく場合、③刑事上罰すべき他人の行為によって自白がなされた場合には、撤回が許される⁸⁾。

訴訟においては、自白の撤回が許されるかというかたちで②の要件をみだすかをめぐって争われることが多い。

2) 自白の撤回については、②の要件についてどのような証拠資料をもとに認定されるかであるが、この点、自白内容が真実に反することが鑑定結果から明らかであり、また、そうである以上自白が錯誤に基づくと推認できると認定した例があるので参考にあげる。

すなわち、裁判所は、「被告による上記否認が、主要事実に関する自白の撤回に当たるとしても」とした上で、「●(省略)●は被告製品(略)に含まれるとの自白が真実に反すること」につ

いて、「鑑定の結果から明らかであり」、「また、そうである以上、被告の上記自白が錯誤によるものであることもこれを推認することができる」というべきであるから、被告による上記否認が許されないとの原告の主張は採用することができない」とした(東京地裁平成22年11月18日判決 平成19年(ワ)第507号特許権侵害差止等請求事件)。

3) また、構成要件非充足の主張につき、「自白の撤回の効力につき争いあるものとしても、証拠によりこれを優に認定することができる。」として、自白の撤回の可否について判断することなく、証拠によって構成要件充足性を認定して、構成要件非充足の主張を排斥している例がある(知財高裁平成20年9月29日判決 平成19年(ネ)第10098号特許権侵害差止等請求控訴事件、平成20年(ネ)第100005号附帯控訴事件)。

3. 3 侵害訴訟以外の手続との比較

侵害訴訟以外の手続の場合についても比較の観点から、参考までに簡単に触れておくこととする。

(1) 特許審判手続との比較

特許審判手続においては、特許法151条第2文により民事訴訟法179条の「証明を要することを要しない事実」(不要証事実)のうち「当事者が自白した事実」は準用されない結果、自白の拘束力は認められない。自白法則一般の適用が審判手続では排除されているのである。一般の民事訴訟手続との違いは、民事訴訟手続が弁論主義に立脚しているのに対し、審判手続は職権主義を基礎とし、職権証拠調べ手続によって事実認定をすることによるものである。

(2) 特許無効審決取消訴訟における自白法則の適用について

これに対し、審決取消訴訟においては、特許

法、行政事件訴訟法に特別の定めがないものについては民事訴訟の例によるとされており（行訴7条）、基本的には弁論主義の適用があるとされる⁹⁾。

ただ、審決取消訴訟において、自白法則が適用されるか否かについては、肯定・否定、学説・下級審の裁判例も分かれている^{10)、11)}。

4. おわりに

以上、侵害訴訟における自白の扱いについて、自白の成立要件・効果の理解に役立つような最近の裁判例を紹介しながら、できる限り平易な説明を試みたつもりである。今後の実務の参考になれば幸いである。

注 記

- 1) なお、控訴審（知財高裁平成26年1月29日判決）では、原判決の「若干の隙間があるにとどまる場合を除外するものではないと解される」を改め、「「緊密に挿嵌」という文言は、「嵌合突起8の外周面と嵌合孔10の内周面に回動のために必要とされるもの以上の隙間がないこと」を意味するのが相当である」等と認定されている。
- 2) 秋山幹男等，コンメンタール民事訴訟法Ⅳ，p.51（2010）日本評論社
- 3) 弁論主義とは、訴訟物たる権利関係の基礎をなす事実の確定に必要な裁判資料の収集、すなわち事実と証拠の収集を当事者の権能と責任に委ねる原則である（伊藤眞，民事訴訟法 第4版，p.292（2011）有斐閣）。
- 4) 主要事実とは、権利の発生、変更、消滅という法律効果の判断に直接必要な事実をいう。さらに説明すると、訴訟上の事実には、主要事実、間接事実、補助事実がある。訴訟における当事者の最終的な攻撃防御の目標は、原告の権利主張の当否であり、裁判所はこれを審理する。しかし、観念的な存在である権利の存否を直接に認識することはできない。したがって、権利の存否の判断は、当該権利関係の発生を規定する実体法の規定の要件に該当する「事実」の存否を判定することを通じて、これを導き出すのである。この法規の要件に直接該当する事実を主

要事実という。

例えば、貸金返還請求訴訟においては、金銭の授受と返還約束が訴訟物たる貸金返還請求権の発生を基礎づける主要事実である（民法587条参照）。

これに対し、間接事実は、主要事実の存否を推認するのに役立つ事実である。例えば、貸金返還請求訴訟において、消費貸借契約の成否が争点となったとき、借用証書などの直接証明する証拠がないときには、「契約が成立したとされる直前ころに借主は生活に困窮していたこと、それにもかかわらずその直後に、借主は金回りがよくなり高額品を購入したこと」などの間接事実から、金銭授受を推認することがある。

補助事実は、証拠の証明力（文書の成立、証拠の信用性等）に影響を与える事実である。

- 5) 間接事実の自白については、証明不要効を認めることに異論はなく、裁判所及び自白した当事者を拘束する効力が生じるか否かについて争いがある（判例は否定）。
- 6) 裁判所職員総合研修所監修，民事訴訟法講義案（再訂補訂版），p.186（2010）司法協会
- 7) 権利自白について少し説明を加えるとすると、例えば、所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、被告が、原告の明渡請求権は争うがその前提となる原告の所有を認めたような場合、自白の拘束力を認めるべきかという問題である。一般には、権利自白が請求自体についてなされるときは、請求の放棄又は認諾となるけれども、前提事項についてなされたときは、相手方は一応その権利主張を理由づける必要がなくなるが、確定的に裁判所の判断を排除するわけではないから、その基礎となる事実が弁論に現れて認定される限り、裁判所がこれに反する法律判断をすることは可能であると言われている（最高裁判所判例解説 民事篇昭和30年度 p.89 財団法人法曹会 参照）。
- 8) 裁判所職員総合研修所監修，民事訴訟法講義案（再訂補訂版），p.183（2010）司法協会
- 9) 篠原勝美，知財高裁から見た特許審査・審判，特技懇239号3頁 参照。
- 10) 下村眞美，特許訴訟と自白，知的財産法最高裁判例評釈大系 [I] p.152（2009）青林書院に詳しい。
- 11) 最近の裁判例を紹介する。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

①知財高裁平成20年10月30日判決, 平成20年(行ケ)第10308号審決取消請求事件

②知財高裁平成20年10月30日判決, 平成20年(行ケ)第10314号審決取消請求事件

③知財高裁平成20年12月24日判決 平成20年(行ケ)第10232号審決取消請求事件

①及び②は, いずれも商標不使用取消請求の不成立の審決に対する審決取消請求事件である。裁判所は, 被告が主張立証責任を負担すべき商標使用の事実を除き, 自白の成立を認めている。

③は, 原告の特許無効審判請求の請求不成立の

審決に対する審決取消請求事件である。「請求原因(1)(特許庁における手続の経緯), (2)(発明の内容), (3)(審決の内容)の各事実は, 被告において本件口頭弁論期日に出頭せず, 認否もせず, 被告補助参加人においてこれを争わないので, これらの事実について被告は自白したものとみなされる。」として自白の成立を認めるが, 取消事由(進歩性判断)については自白の成立を認めず判断している。

(原稿受領日 2014年9月8日)

